

事業事前評価表

国際協力機構 社会基盤部
都市・地域開発グループ第1チーム

1. 案件名 (国名)

国名： パプアニューギニア独立国 (パプアニューギニア)

案件名： ココポ・ラバウルにおけるインフラ開発計画策定プロジェクト

The Project for Kokopo-Rabaul Infrastructure Development Plan

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における都市開発セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

パプアニューギニアは、人口 8.61 百万人 (2018 年時点¹) を有し、ニューギニア本島の東側半分、ビスマーク諸島等 600 以上の島嶼で構成されている。当国の北東部に位置するニューブリテン島は、ニューギニア本島に次ぐ第二の面積を有し、東ニューブリテン州 (以下、「ENB 州」という) と西ニューブリテン州で構成されている。ENB 州のココポ・ラバウル地区は、全国第 4 位の貨物取扱量があるラバウル港及び全国第 4 位の利用者数があるトクア空港を有するなど、周辺島嶼部の産業・物流・人的往来の拠点となっている。主要産業は、ココアやパーム油等の一次産品の輸出であり、対外依存度が極めて高く、港や空港等の社会インフラ整備が必要不可欠である。ENB 州の人口 32.8 万人 (2011 年時点) は、当国平均と同様に 3% を超える増加率となっており、ココポ・ラバウル地区を中心に大きな人口増加が見込まれる。

このような中、ENB 州は、より持続可能な開発を目指し、農産品の加工等の国内産業や観光業の育成を含む「東ニューブリテン州経済開発計画 (2003-2030)」 (以下、「ENBP-EDP」という) 及び「東ニューブリテン州戦略開発計画 (2011-2021)」 (以下、「ENBP-SDP」という) を策定し、同州の開発を目指している。しかしながら、ENB 州の主要な社会インフラについては、トクア空港やラバウル港の施設容量不足や、幹線道路の未舗装による交通障害、不安定な電力供給や質の悪い水道サービスなど、多くの課題を抱えているものの、上述の同州の開発計画に沿った整備計画が存在していないため、適切な予算措置並びに調和の取れたインフラ整備が十分に実施されていない。

(2) 都市開発セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

都市開発セクター開発は我が国の対パプアニューギニア独立国国別開発協力

¹ World Development Indicators (アクセス日 2020 年 1 月 18 日)

方針（2017年7月）の重点分野の一つ「経済成長基盤の強化」に位置付けられ、持続的な経済成長への基盤となる社会インフラ整備や産業・商業振興を最優先課題として挙げている。また、2018年5月に開催した第8回太平洋・島サミット（PALM8）において、主な協力・支援策として「強靱かつ持続可能な発展の基盤強化」を掲げており、社会インフラを含めた産業育成基盤の重要性が確認されている。本プロジェクトは、上記方針に合致しており、計画的な社会基盤の整備を支援することを通じSDGsゴール9並びに11等に貢献する。

（3）他の援助機関の対応

ENB州において、他ドナーは以下の通りの事業を検討もしくは実施中である。

- ・ アジア開発銀行：ワランゴイ水力発電所の改修調査
- ・ 世界銀行：PNG Tourism Sector Development Project（2017年～）として観光産業・インフラの強化等を実施

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、ココポ・ラバウル地区において、インフラ開発計画を作成することにより、適切な予算措置並びに調和の取れたインフラ整備に寄与するもの。

（2）総事業費：3億円程度

（3）事業実施期間：2020年08月～2022年07月を予定（計24カ月）

（4）事業実施体制

1）メインカウンターパート

東ニューブリテン州政府（East New Britain Provincial Administration）

インフラ開発計画の策定を担当する本事業の主要実施機関

2）関係機関

国家計画・モニタリング省（Department of National Planning and Monitoring）：

本事業により策定されるインフラ開発計画を反映させた東ニューブリテン州政府中期開発計画を承認する省庁。

土地計画省（Department of Lands and Physical Planning）：

本事業で扱う都市計画を監督する省庁。

運輸省（Department of Transport）：

本事業で扱う空港、港湾計画等を監督する省庁。

公共事業省（Department of Works）：本事業で扱う道路計画等を監督する省庁。

（5）インプット（投入）

1）日本側

- ① 調査団員派遣（合計約 35 M/M）：
 - ア) 都市計画
 - イ) 道路／都市交通
 - ウ) 空港
 - エ) 港湾
 - オ) 上水道
 - カ) 電力計画
 - キ) 社会経済分析
 - ク) 環境社会配慮
- ② 研修員受け入れ：本邦研修
 - 2) パプアニューギニア国側
 - ① カウンターパートの配置
 - ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供
- (6) 計画の対象（対象分野、対象規模等）
 - 1) 対象セクター：道路、空港、港湾、上水、電力
 - 2) 対象地域：
 - ① 都市インフラであるコミュニティ道路、上水、電力：
ココポ地区、ラバウル地区の市街地
 - ② 広域インフラである幹線道路、空港、港湾：
ココポ地区、ラバウル地区、ガザレ地区の Central Gazelle²RLLG 及び
Vunadidir/Toma RLLG（島部を除く）
 - 3) 裨益者：東ニューブリテン州政府、並びにココポ地区ラバウル地区等の
市民
- (7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担
 - 1) 我が国の援助活動
 - ・無償資金協力「新ラバウル（トクア）空港緊急整備計画」（1996～1998 年）
 - ・「トクア空港整備事業」協力準備調査（2019 年～2021 年）
 本事業のインフラ開発計画（空港セクター）においては、同協力準備調査の結果を活用する。
 - 2) 他援助機関等の援助活動

アジア開発銀行が実施を検討しているワランゴイ水力発電所の改修計画は、本事業対象地域への電力供給に貢献するものであり、インフラ開発計画における配電計画の参考とする。また、世界銀行が実施する「PNG Tourism Sector Development

² RLLG : Rural and Local Level Government の略。District（地区）の下の行政単位。

Project」として観光産業・インフラの強化等を実施していることから、同プロジェクトと計画の調整などを行う予定。

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：B

② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる道路・橋梁セクター（等）のうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。

③ 環境許認可：本調査で確認

④ 汚染対策：本調査で確認

⑤ 自然環境面：本調査で確認

⑥ 社会環境面：本調査で確認

⑦ その他・モニタリング：本調査で確認

2) 横断的事項：特になし

3) ジェンダー分類：

【対象外】「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

ステークホルダー会議などでは女性の参加・発言を確保するため留意する。

(9) その他特記事項

特になし

4. 事業の枠組み

(1) インパクト（事業完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標）

本事業によりココポ・ラバウルにおける具体的なインフラ開発の方向性が示されるとともに、運輸ネットワークや都市インフラ（上水、電力）の優先プロジェクトが明確となり、インフラ整備に向けた適切な予算措置並びに調和の取れたインフラ整備が実施される。

(2) アウトプット

ココポ・ラバウル地区におけるインフラ開発計画

カウンターパート機関の能力強化

(3) 調査項目

- ア) 対象セクター（道路、空港、港湾、上水、電力）における既存インフラの現状確認
- イ) 関連法規、及び社会経済情報のレビュー
- ウ) ENBP-EDP、並びに ENBP-SDP のレビュー並びに東ニューブリテン州政府によるこれらの評価レポートへのアドバイスの実施
- エ) 上位計画に沿った開発ビジョン・戦略の策定
- オ) 社会経済フレームの検討
- カ) 土地利用計画の更新
- キ) 対象セクターにおけるインフラネットワークの検討
- ク) 戦略的環境アセスメントの実施
- ケ) 対象セクターにおけるインフラ開発計画の策定
- コ) Pre-F/S の実施
- サ) パイロットプロジェクトの実施

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし

(2) 外部条件

- ① 政策／制度的要因：現状の政策・制度から大幅に変更しない
- ② 経済的要因：政府予算申請に必要となる第三次中期開発計画（2018-2022）を東ニューブリテン州が早急に作成する
- ③ 社会的要因：治安等が大幅に悪化しない
- ④ 自然条件：火山の噴火など自然条件が大幅に悪化しない

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

総合的な地域開発マスタープランを策定する際は、その後の個々のプロジェクトを実施する関係機関が当該プランを理解し開発を進められるよう、これら関係機関を調整する機関の存在が重要との教訓が「プログラム評価手法検討のためのマスタープランの試行的評価」における「フィリピン国カラバール村地域総合開発計画調査（1991）」の事例より得られている。そのため、本事業で実施するインフラ開発計画の策定段階からメインカウンターパートである ENB 州政府が中心となり、関係省庁・公社との合同協議を調整・実施することとした。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、ココポ・ラバウル地区のインフラ開発計画の策定支援を通じて同地区における調和の取れたインフラ整備に貢献するものであり、SDGs ゴール 9 「強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」及びゴール 11 「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 事後評価に用いる基本指標

事業完了時点

インフラ開発計画が策定される

事後評価時点

- ① インフラ開発計画が、東ニューブリテン州政府において承認される
- ② インフラ開発計画が、第四次国家³中期開発計画（2023-2027）並びに第四次東ニューブリテン州中期開発計画（2023-2027）に反映される
- ③ インフラ開発計画が、ENBP-EDP の一部として承認される。

(2) 今後の評価スケジュール

事業完了3年後 事後評価

以上

³ 国家及び各州は中期開発計画（5か年計画）を作成することになっている。近年、中期開発計画に基づき予算配賦を行うこととなった。